

# 採用内定を取消しされたら

## 【質問】

私は今春卒業予定の学生です。ある企業の採用試験に合格し内定通知を受け、会社に入社誓約書を提出しました。ところが、先日、会社から業績の悪化を理由に採用ができないという内定取消しの連絡がありました。希望していた会社だったので入社して働きたいのですが、働くことはできないのでしょうか。

## 【答え】

就職活動において新規学卒者が企業の求人募集に応募し採用試験や面接を受け、採用決定すると企業は応募者へ内定通知を行い、これに対する学生の承諾により、特別な別段の合意がない限り労働契約が成立します。この手続きは企業によって異なりますが、企業から内定者へ「内定通知書」が発送され、内定者は「承諾書」や「誓約書」などの書類を企業へ提出します。

高校生や大学生などの新卒者の場合、働き始める時期を卒業後の4月からとした労働契約が成立しているとされます。このような契約を「始期付解約権留保付労働契約」（仕事を始めるまでの期間に企業側が一定の範囲で契約を解約する権利を持っている労働契約）といいます。

内定期間は実際に働いていませんが労働契約は成立しているので、企業が内定を取り消すことは労働契約の解約であり、解雇と同じ扱いになり、解雇と同様に客観的に合理的な理由が必要であり、労働基準法第20条による解雇の予告が義務付けられています。

内定の取り消しは採用内定当時に知ることができず、また知ることが期待できない事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが客観的に合理的と認められ、社会通念上相当とされるものに限るとされています。たとえば、学校を卒業できない、健康状態が悪化して仕事ができない、履歴書の不実記載、犯罪行為等の理由が考えられます。

ご質問のような業績の悪化を理由とした内定取消しについては、経営悪化が新規採用を不可能ないし困難とするようなものであり、かつ、この経営悪化が採用内定当時予測できないものであった場合に限られます。また国は企業に対して、不況を理由に採用内定を取り消さないよう最大限の経営努力をはらう等、あらゆる手段を講ずるよう定めています（新規学校卒業者の採用に関する指針）。やむを得ず、新卒者の内定取消しを行う場合は、あらかじめハローワークや学校長に通知する必要もあります。

採用内定取消しの通知を受けた場合、内定取消し事由はどのような内容か、また、内定通知書や誓約書等の取消し事由の記載はどのようになっているか確認しましょう。

また、取消しの事由が社会通念上相当として是認することができないものである場合には無効となりますので、企業に対して入社日からの就労を求めるとともに、賃金の支払いを求めましょう。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 企業が採用内定通知を行い、それに対して学卒予定者が誓約書を提出するなどにより承諾すれば、その時点で労働契約が成立したものと解されます。
- ❖ 企業からの採用内定取消しは解雇と同じ扱いになり、取消しの理由が内定当時知ることが出来ず、また知ることができないような事実であって、社会通念に照らして相当であると認められる場合に限られています。